

公示第196号
令和8年1月28日

業 者 各 位

支出負担行為担当官
防衛装備庁長官官房会計官付
経理室長 中村 惠一
(公印省略)

公 示

入札及び契約心得の一部を、別添のとおり改正しますので、お知らせします。

添付書類：新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>10.17</u> 低入札価格調査において最低価格入札者を落札者とし不在の場合</p> <p><u>10.17.1</u> 国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他の請負契約について、相手方となるべき者の入札に係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を当該契約の相手方とすることがあります。</p> <p><u>10.17.2</u> 前号に該当する入札を行った者は、契約担当官等の行う低入札価格調査に応じなければならないものとし、当該調査に伴い、次項で求める資料の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合には「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」ものとして落札者とし不在場合があります。</p> <p><u>10.17.3</u> 低入札価格調査のため、製造その他の請負契約(注4)については、次の各号に掲げる資料の提出・説明を求めます。</p> <p>(1) 入札価格内訳書</p> <p>(2) 今回の入札における該者の考え方、契約履行の考え方、履行の約束</p> <p>(3) 該者が防衛省との間で締結した過去5年分の契約一覧、当該契約の履行状況及び低入札価格調査の対象となった契約の有無</p> <p>(4) 過去3年分の財務状況</p> <p>(5) 今回の入札に関する違法性の有無について弁護士等有識者の見解を得た資料</p> <p>(6) その他必要な事項</p> <p>(注4) 工事請負契約については、防衛省ホームページ(「ホーム>予算・調達>入札・契約制度>お知らせ」内</p>	<p>[項を加える。]</p> <p>[項を加える。]</p> <p>[項を加える。]</p> <p>[項を加える。]</p>

「低入札対策」を参照。

10.18 [略]

10.17 [同左]

備考 表中の [] の記載は注記である。